

議案第75号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部墨田区入札等外部審査委員会の項の次に次のように加える。

墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会	墨田区人権啓発基本計画の改定に係る調査及び検討に関すること。
--------------------	--------------------------------

別表 1 区長の附属機関の部墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

墨田区人権啓発基本計画の改定を行うため専門的な視点から調査及び検討を行う墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会を設置するほか、墨田区子ども・子育て会議に機能を統合するため墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会を廃止する必要がある。